

国立国会図書館

「チームとしての学校」をめぐる議論

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 947 (2017. 3. 9.)

はじめに—「チームとしての学校」とは—

- I チーム学校が求められる背景
 - II チーム学校をめぐる検討の経緯
 - III チーム学校実現に向けた施策
 - IV チーム学校実現への課題
- おわりに

- 子供の貧困やいじめ、不登校等の学校教育の課題は多様化・複雑化し、従来一般的であった教員中心による対応が困難となっている。また、教員の業務負担が増大しており、その軽減も求められている。
- 文部科学省が推進する「チームとしての学校」は、教員が大半を担ってきた学校の在り方を転換し、教員と心理・福祉等の専門スタッフが連携・協力して学校運営や課題の解消に取り組む体制を整備するものである。
- 「チームとしての学校」が効果を上げるには、専門スタッフの着実な配置を推進するとともに、校長を中心としたマネジメントにより、教員と専門スタッフの間の業務の分担を進め、連携・協力体制を構築することが重要となる。

国立国会図書館
調査及び立法考査局文教科学技術課
くろかわ なおひで
(黒川 直秀)

第947号

はじめに—「チームとしての学校」とは—

「チームとしての学校」（以下「チーム学校」）とは、文部科学省が初等中等教育の学校現場において推進しようとしている新たな学校組織の在り方を指し、具体的には学校における多様な課題や教員の負担増に対応するために、教員に加えて、事務職員やスクールカウンセラー等の専門スタッフがそれぞれの専門性を活用し、従来教員が中心となって担ってきた業務や課題について、分担又は連携・協力しながら組織的に対応する体制をいう¹。

今日の学校においては、いじめや不登校、貧困問題等、課題が多様化・複雑化しており、教員のみで対応することが困難となっている。また、教員には、次期学習指導要領で推進される学びの改革への対応等も求められているが、授業に留まらず、事務や部活動等多岐にわたる業務に追われ、これ以上の余裕がないと言われている。

チーム学校は、このような状況に対処するため、心理や福祉の専門家等を学校のスタッフとして位置付け、教員との業務の分担や連携・協力による学校運営を目指すものである。与党及び教育再生実行会議においてその構想が示され、平成27年12月の中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（以下「チーム学校」答申）に基づき、平成29年2月、第193回国会に政府から法案が提出された。本稿では、チーム学校が求められる背景を確認した後、これまでの検討の経緯をたどり、「チーム学校」答申と政府提出法案を概観した上で、今後の課題を整理する。

I チーム学校が求められる背景

以下では、「チーム学校」答申の指摘を通して、チーム学校が必要とされている学校の現状について述べる。

1 学校現場における主な課題

以下では、教員や心理・福祉等の専門スタッフが対応を求められている、学校現場における主な課題の現状を概観する。

(1) 子供の貧困対策

子供の貧困率²は上昇傾向にあり、昭和60年が10.9%であったのに対し、平成24年は16.3%に

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成29年3月1日である。

¹ 中央教育審議会の掲げる「チームとしての学校」像は、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」とされる。中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（中教審第185号）2015.12.21, p.12. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf>

² 17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない子供の割合。

上昇した³。また、就学援助を受けている児童生徒の割合⁴は、平成7年度に6.10%であったのが、平成24年度には15.64%に達した。直近の平成25年度は、15.42%であった⁵。

学校における貧困対策としては、従来は就学援助等経済的支援が中心であったが、近年、経済的格差が教育格差や学力格差につながるということが指摘されるようになり⁶、学力育成等の教育支援の充実が求められている⁷。子供の貧困に対応するため、平成26年に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」は、学校を「子供の貧困対策のプラットフォーム」と位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開することとした。そして、重点施策としては、学校教育におけるきめ細やかな指導による学力保障や、就学継続のための経済的支援のほか、特に学校を窓口として、貧困家庭の子供等を生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、ケースワーカー、医療機関、児童相談所等の福祉部門と教育委員会・学校等の連携等を図ることを挙げた。⁸

(2) いじめ

文部科学省の調査によれば、平成27年度の学校におけるいじめの認知件数は、225,132件で、過去最多となった⁹。近年は中学校・高校を中心に、パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされるといった内容のいじめが増加傾向にある。また、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」（いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害があると認められるとき）の発生件数は130件、いじめを理由とする自殺の発生件数は、9件であった¹⁰。

平成23年に発生した滋賀県大津市立中学校の男子生徒のいじめによる自殺等を契機として、教育再生実行会議¹¹は、平成25年2月に取りまとめた第一次提言において、道徳の教科化や、いじめ防止に関する法律の制定、学校、家庭、地域の連携強化等を提言した¹²。平成25年6月

³ 厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況」2014.7.15, p.18. <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/03.pdf>>

⁴ 小学校と中学校における、要保護児童生徒（生活保護法に規定する要保護者の数）及び準要保護児童生徒（要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数）を合わせた割合。

⁵ 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「平成25年度就学援助実施状況等調査」等結果」2015.10.6. <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/10/06/1362483_19_1.pdf>

⁶ お茶の水女子大学の調査によると、家計所得や両親の学歴といった家庭の社会的背景が高い児童生徒の方が、平成25年度全国学力・学習調査における各教科の平均正答率が高い傾向が見られた。国立大学法人お茶の水女子大学「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」2014.3. 国立教育政策研究所ウェブサイト <http://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/kannren_chousa/pdf/hogosha_factorial_experiment.pdf>

⁷ 小川正人「子どもの貧困対策と「チーム学校」構想をめぐって—教育行政学の立場から—」スクールソーシャルワーク評価支援研究所編『すべての子どもたちを包括する支援システム—エビデンスに基づく実践推進自治体報告と学際的視点から考える—』せせらぎ出版、2016, pp.28-30.

⁸ 「子供の貧困対策に関する大綱—全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して—」（平成26年8月29日閣議決定）pp.4, 10. 内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>> 同大綱は、議員立法により成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第8条の規定に基づき、策定された。

⁹ 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（確定値）について」2017.2.28, p.22. <http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/02/1382696.htm> 国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における認知件数の合計。

¹⁰ 同上, pp.48, 114.

¹¹ 閣議決定（平成25年1月15日）に基づき平成25年1月から開催されている首相の諮問機関。内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣兼教育再生担当大臣、有識者により構成される。

¹² 教育再生実行会議「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」2013.2.26. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai1_1.pdf>

には超党派の議員による議員立法として、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）が成立した（同年 9 月 28 日施行）。同法では、国・地方公共団体・学校がそれぞれいじめの防止対策を推進するための基本方針を定めること、学校にいじめ防止対策の組織を常設すること、いじめにより児童生徒の生命等に重大な被害が生じた疑いがあるとき等は当該学校設置者又は学校に組織を設けて事実関係を明確にするための調査を行うことなどを定めた。¹³

同法施行等を受けて、文部科学省がいじめの把握を積極的に行うよう指導したことから、平成 27 年度のいじめ認知件数が過去最多となるなど、学校現場において、いじめを認知し、組織的に対応する方針が浸透しつつあるという分析もある¹⁴。しかし、文部科学省に設置されたいじめ防止対策協議会は、平成 26 年度のいじめの認知件数に係る都道府県格差が約 30 倍あり、いじめの定義の学校への浸透が不十分な都道府県があることを指摘した。また、いじめを認知することに対して教職員が抵抗感を持っているという現状も指摘され、実態をより正確に反映して認知件数が増えることは肯定的に評価されることを関係者に周知するよう対応を求めた。¹⁵

(3) 不登校

平成 27 年度の全国国公立小中学校における不登校¹⁶の児童生徒の数は、125,991 人で、全児童生徒に占める割合は、1.26%である¹⁷。特に、小学生の不登校が増加傾向にあり、平成 27 年度調査の 27,583 人は、過去最多であった¹⁸。

平成 28 年 9 月、文部科学省は、不登校対策として、校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、スクールカウンセラー等様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることや、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、フリースクール等の民間施設¹⁹等も含めて、多様な教育機会を確保する必要があることなどを、各都道府県の教育委員会や教育長等に通知した²⁰。平成 28 年 12 月には、超党派による議員立法として、国や地方公共団体が、不登校の児童生徒の教育機会を確保するために施策を実施する責務を負い、学校外の場で学習活動を行う不登校児童生徒の学習内容や心身の状況を継続的に把握することや、必要な情報の提供、助

¹³ 同法では、第 2 条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義した。

¹⁴ 「いじめ認知 過去最多 15 年度 22 万件超 現場で把握進む 文科省」『日本経済新聞』2016.10.28, p.42. なお、同記事は、平成 28 年 10 月に公表された文部科学省の平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の速報値を取り上げている。

¹⁵ いじめ防止対策協議会「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」2016.11.2, p.1. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/124/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2016/11/02/1379121_001_1.pdf> いじめ防止対策協議会は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）に基づいて平成 26 年に設置された。有識者等により構成される。

¹⁶ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）をいう。文部科学省初等中等教育局児童生徒課 前掲注(9), p.64.

¹⁷ 同上 年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者を対象。

¹⁸ 「解説スペシャル 文科省「問題行動調査」 不登校 進む低年齢化」『読売新聞』2016.10.28, p.13.

¹⁹ 文部科学省の調査によると、小中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う団体・施設の類型では、フリースクール（フリースペースを含む）が 73.6%と最も多く、学習塾が 5.7%、親の会が 2.5%、その他が 18.2%であった。文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」2015.8.5, p.6. <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/_icsFiles/afiedfile/2015/08/05/1360614_02.pdf>

²⁰ 文部科学省初等中等教育局長「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（平成 28 年 9 月 14 日 28 文科初第 770 号）<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1375981.htm>

言等の支援を実施すること等を内容とする「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成 28 年法律第 105 号）が成立した²¹。制定された法律は理念的な内容が中心であるため、今後不登校の児童生徒に対して具体的な支援をどのように行うかが課題となるという指摘がある²²。

(4) 特別支援教育

障害を持つ児童生徒に対する教育は、障害の重度・重複化や、社会におけるノーマライゼーションの進展等を背景に、平成 19 年から、特殊教育諸学校での教育を転換し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」として「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）に位置付けられた²³。この際、これまでの障害者教育では対象とならなかった、通常学級における学習障害（LD）、高機能自閉症、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等、知的障害のない発達障害を持つ児童生徒も特別支援教育の対象となった。

文部科学省の平成 24 年の調査によると、通常学級に在籍し、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合（推定値）は、約 6.5%であった²⁴。また、平成 27 年度に通級指導²⁵を受けている公立の小学校・中学校・中等教育学校²⁶前期課程の児童生徒の数は、90,270 名であり、過去 3 年間で 15.9%増加している²⁷。

(5) 専門スタッフの配置に係る問題

(1) から (4) までの問題は、その状況や要因が多様・複雑であるため、教員だけではなく、専門スタッフと連携・協力しながら対策を講じる必要がある²⁸。学校においては、現在、スクールカウンセラー（以下「SC」）²⁹や、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）³⁰、医療的ケアを行う看護師や、特別支援教育支援員³¹等の専門スタッフの配置が進められている。

²¹ 当初は、フリースクール等、学校以外の場における多様な学びを認める内容を含む法案の提出が検討されていたが、実際の法案提出の際には見送られた。「フリースクール支援、超党派案 義務教育化は見送り 多様な活動・休む必要性容認」『朝日新聞』2016.2.13, p.4.

²² 「教育機会確保法が成立 「不登校理解へ一歩」 経験者ら 多様な学び期待」『日本経済新聞』2016.12.8, p.38.

²³ 「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 80 号）

²⁴ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」2012.12.5, p.3. <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf>

²⁵ 主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。平成 18 年度からは、LD 及び ADHD の児童生徒が新たに通級指導の対象となった。

²⁶ 中高一貫教育を実施することを目的とした学校種。中学校の基準を準用した前期課程、高等学校の基準を準用した後期課程に分かれる。

²⁷ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「平成 27 年度通級による指導実施状況調査結果について」2016.4.28. <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2016/07/07/1370505_03.pdf>

²⁸ 「教育ルネサンス チーム学校 (2) カウンセラーの視点活用」『読売新聞』2015.10.14, p.16.

²⁹ 心理の専門家として児童生徒等へのカウンセリングや、教職員、保護者への専門的な助言・援助等を行う専門職。平成 7 年から学校への配置が行われている。国による補助の対象となる SC は、臨床心理士、精神科医、心理系の大学教員等が資格要件となっており、配置されている SC のうち約 84%が臨床心理士である。「公認心理師法」（平成 27 年法律第 68 号）によって国家資格化された公認心理師も、今後 SC として配置が見込まれる。中央教育審議会 前掲注(1), pp.30-31.

³⁰ 問題を抱える児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境への働き掛けや、学校・関係機関等の関係構築、連携・調整、保護者、教職員等に対する支援、相談等を行う専門職。平成 20 年度から配置が行われている。国による補助の対象となる SSW は、社会福祉士や精神保健福祉士等、福祉に関する専門的な資格を有する者である。

³¹ 障害のある児童生徒に対する学校における日常生活動作の介助、発達障害の児童生徒に対する学習活動上のサポ

平成 27 年度の SC の配置人数は 7,542 人、同じく SSW の配置人数は 1,399 人であった³²。SC、SSW は、非常勤職員として複数の学校を担当しており、また、両者の配置に対しては、国から補助が行われているが、地方公共団体によっては、財政的に余裕がなく、配置の拡充が難しいとされる（3 参照）。そのため、専門スタッフを安定的に確保する仕組みが欠かせないという指摘がある³³。

2 新しい教育課程

平成 32 年度以降に完全実施が予定される次期学習指導要領案では、社会の変化に柔軟に対応し得る「社会に開かれた教育課程」の実現を目標として掲げ、課題の発見・解決に向けて児童・生徒が主体的・協働的に取り組む「アクティブ・ラーニング」³⁴と呼ばれる教育・指導方法を小中高の全教科に導入することとしている³⁵。「アクティブ・ラーニング」の指導には、教員の高い力量と多くの準備時間を要するとされることから、現時点でも多忙とされる教員の事務や部活動指導等の負担を軽減し、授業に専念できる環境を整備する必要性も指摘されている³⁶。「チーム学校」答申では、教員の授業準備、教材研究、学内外の研修参加等のために十分な時間を確保する必要があるとしている³⁷。さらに、次期学習指導要領案では、小学校第 5・6 学年の外国語や、小学校でのプログラミング教育の必修化も掲げられており、これらへの対応も教員に求められることになる³⁸。英語指導等を行う外部人材の活用や、外国語指導助手（ALT）等については、質・量とも確保することが急務とされている³⁹。

また、次期学習指導要領案の下では、各学校において、それぞれの教育目標達成のため、編成、実施、評価及び改善というサイクルにより教育課程の不断の見直しを行う「カリキュラムマネジメント

ート等を行う者。平成 26 年度の公立学校における配置実績は、幼稚園で 5,638 人、小・中学校で 43,586 人、高等学校で 482 人。国は、特別支援教育支援員の配置について、平成 19 年度から地方財政措置を講じている。中央教育審議会 前掲注(1), pp.41-42.

³² 「教育の支援について」（第 2 回子供の貧困対策に関する有識者会議資料 1）2016.12.9, p.3. 内閣府ウェブサイト <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/youshikisyu/k_2/pdf/s1.pdf>

³³ 大沢陽一郎「教育の断面 三答申から考える学校の将来像」『教職研修』44 巻 7 号, 2016.3, pp.12-13. なお、文部科学省において開催された有識者会議である「教育相談等に関する調査研究協力者会議」は、平成 29 年 1 月に公表した報告において、SC、SSW とそれぞれ段階的に増員させつつ、SC については全ての必要な学校、教育委員会及び教育支援センターに、SSW については全ての中学校区及び教育委員会に常勤で配置することを目指すことが適切である、と提言している。教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について—学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり—（報告）」2017.1.20, pp.11-16. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/01/25/1381051_2.pdf>

³⁴ 教員による一方向的な講義とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。発見学習や問題解決学習、グループ・ディスカッションやディベート等が代表的な方法とされる。従来は大学教育導入が進められており、文部科学省は、初等・中等教育への導入を推進している。溝上慎一「アクティブ・ラーニングとは何か」『教職研修』43 巻 7 号, 2015.3, pp.86-88. なお、平成 29 年 2 月に公表された次期学習指導要領案においては、概念が確立していないこと等を理由に、「アクティブ・ラーニング」という言葉自体は使用されず、「主体的・対話的で深い学び」という表現が使用された。「学習指導要領改訂案 「生きる力」3 つの柱で」『朝日新聞』2017.2.15, p.24.

³⁵ 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中教審第 197 号）2016.12.21, pp.19-26. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/01/10/1380902_0.pdf>

³⁶ 「スカパー 次期学習指導要領 アクティブ授業 戸惑う教師」『読売新聞』2016.8.2, p.3; 「社説 新指導要領 現場の不安にこたえよ」『朝日新聞』2016.12.25, p.8.

³⁷ 中央教育審議会 前掲注(1), pp.5-6.

³⁸ 「小 3 から英語 授業時間増 新指導要領案「質も量も」鮮明」『朝日新聞』2017.2.15, p.1.

³⁹ 中央教育審議会 前掲注(1), pp.35-36.

ント」⁴⁰の確立が求められているが、その実現に向けては、全ての教職員が参加し、学校全体で取り組むことが不可欠である⁴¹。校長等の管理職も含め、全ての教職員がその必要性を理解し、学校全体で教科活動をまとめることができるようなマネジメントに係る体制を整える必要がある。⁴²

3 教員の勤務状況

1、2 で見たように、教員は、新しい教育課程や学校内の問題への対応が求められているが、多忙であることから、その余裕がないことが大きな問題となっている。

経済協力開発機構（OECD）が実施した国際調査である「OECD 国際教員指導環境調査」（TALIS）の2013年調査の結果（表1）では、前期中等教育段階の教員が1週間に従事した仕事時間の合計について、調査参加国平均が38.3時間であるのに対し、日本は53.9時間と参加国の中で最も長かった。一方、指導（授業）に使った時間の調査参加国平均が19.3時間であるのに対し、日本は17.7時間と平均を下回っていた。2016年9月に公表されたOECDの『図表でみる教育2016』（Education at a Glance 2016）⁴³においても、日本は教員の法定勤務時間数がOECD加盟国の中で最も長い国の1つであるにもかかわらず、授業を行った時間数がOECD加盟国の平均を下回っていた。OECDは、日本の教員の活動について、授業の準備、添削、教育相談、課外活動、事務業務、生徒指導、職員会議等、授業時間以外の活動に非常に多くの時間が費やされていると指摘している。⁴⁴

表1 TALIS調査による、教員（前期中等教育段階）の仕事時間（1週間当たり）（単位：時間）

仕事の内容	日本	英国 ^(注)	フランス	フィンランド	参加国平均
指導（授業）	17.7	19.6	18.6	20.6	19.3
学校内外で個人で行う授業の計画や準備	8.7	7.8	7.5	4.8	7.1
学校内での同僚との共同作業や話し合い	3.9	3.3	1.9	1.9	2.9
生徒の課題の採点や添削	4.6	6.1	5.6	3.1	4.9
生徒に対する教育相談	2.7	1.7	1.2	1.0	2.2
学校運営業務への参画	3.0	2.2	0.7	0.4	1.6
一般的事務業務	5.5	4.0	1.3	1.3	2.9
保護者との連絡や連携	1.3	1.6	1.0	1.2	1.6
課外活動の指導（放課後のスポーツ活動や文化活動）	7.7	2.2	1.0	0.6	2.1
その他の業務	2.9	2.3	1.1	1.0	2.0
仕事時間の合計	53.9	45.9	36.5	31.6	38.3

（注） イングランドのみが対象。

（出典） 国立教育政策研究所編『教員環境の国際比較—OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）2013年調査結果報告書—』2014, pp.174-175 を基に筆者作成。

日本は諸外国と比較して教員以外のスタッフが少なくとされており⁴⁵、教員は授業以外にも多岐にわたる業務を行っている。「チーム学校」答申では、教員に加えて、事務職員や、心理

⁴⁰ 同上, pp.5-6.

⁴¹ 中央教育審議会 前掲注(35), pp.23-26.

⁴² 中央教育審議会 前掲注(1), pp.5-6.

⁴³ 経済開発協力機構編著（徳永優子ほか訳）『図表でみる教育—OECD インディケーター— 2016年版』明石書店, 2016, p.509. (原書名: OECD, *Education at a Glance 2016: OECD Indicators*, 2016.)

⁴⁴ 藤澤理恵「図表でみる教育—OECD インディケーター— 2016年版 カントリーノート 日本」2016.9, p.5. OECD website <<http://www.oecd.org/education/skills-beyond-school/EAG2016-Japan.pdf>>

⁴⁵ 教職員総数に占める教員以外のスタッフの割合は、日本約18%、米国約44%、英国約49%となっている。中央教育審議会 前掲注(1), p.10.

や福祉の専門スタッフが教育活動等に参画し、連携、分担して校務を担う体制の整備が重要であると指摘している。⁴⁶

4 学校の管理体制

従来の学校組織は、ほぼ教員のみで構成されており、学校教育をめぐる変化や課題等に対応するために要求される業務と能力は、教員各自が OJT や研修等で身に付けることで対応してきたと言われている⁴⁷。しかし、近年、学校教育に関する課題が多様化・複雑化し、また専門スタッフ等の配置が進む中、教員と専門スタッフ等が協働して課題に取り組む体制づくりが必要となっている。

学校の管理体制については、組織運営体制・指導体制の確立を目的として、平成 19 年の学校教育法の改正⁴⁸により、平成 20 年 4 月から副校長⁴⁹、主幹教諭⁵⁰、指導教諭⁵¹の 3 つが新たに制度化された。いずれも配置は任意であり、平成 28 年度の公立学校における配置状況は、副校長が 3,857 人、主幹教諭が 20,782 人、指導教諭は 2,269 人である⁵²。「チーム学校」答申は、学校マネジメント機能を強化するために、副校長・教頭や、主幹教諭等とともに組織的に学校運営を行える体制の整備を推進すべきであると指摘している⁵³。

しかし、多忙な教員（3 参照）の中でも、副校長・教頭は、特に業務の負担が大きいとの指摘がある⁵⁴。教員や副校長・教頭が担ってきた様々な事務業務の軽減・効率化の観点から、事務職員が教員等との間で業務の連携・分担を行うなど、学校事務体制の充実も求められる。また、多くの小中学校においては、事務職員が一人配置であるため、事務処理の効率化等の観点から、複数の学校の事務職員が連携して学校事務の共同実施を行うことも、有効な方策の 1 つとして考えられる。⁵⁵

5 地域との協働の推進

「チーム学校」答申では、地域との連携・協働を推進する必要性も指摘している。現在、学校と地域の連携は、学校運営、教育支援等で進められている。学校運営については、文部科学省は、地域における特色ある学校づくりを目指し、地域住民や保護者等が委員となって当該学

⁴⁶ 同上

⁴⁷ 小川 前掲注(7), p.22.

⁴⁸ 「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 96 号）

⁴⁹ 学校教育法第 37 条第 5 項では、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定されている。教頭が同法第 7 項の規定により校務の整理を行うのに対し、副校長は、自らの責任で校務の一部を処理することが想定されている。

⁵⁰ 学校教育法第 37 条第 9 項では、「校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる」と規定されている。

⁵¹ 学校教育法第 37 条第 10 項では、「児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」と規定されている。

⁵² 「校長等人数及び登用者数（平成 28 年 4 月 1 日現在）」（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課「平成 27 年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」5-1）2016.12.22. <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2016/12/21/1380740_08.pdf>

⁵³ 中央教育審議会 前掲注(1), p.17.

⁵⁴ 「最前線 激務 副校長・教頭を敬遠 公立小中高 降任申し出や昇格望まぬ事例」『読売新聞』2015.6.6, p.19.

⁵⁵ 中央教育審議会 前掲注(1), pp.51-55. なお、平成 24 年度における学校事務の共同実施を行っている市区町村の割合は、一部地域の実施も含めると、48.8%であった。全国公立小中学校事務職員研究会「平成 24 年度 文部科学省委託事業「学校運営の改善の在り方に関する取組」—学校マネジメントの役割を担う学校事務— 報告書」2013.3.29, p.10. <http://zenjiken.jp/?action=common_download_main&upload_id=3987>

校の運営に関して協議する機関である学校運営協議会⁵⁶の設置を推進している。学校運営協議会が置かれた学校は、コミュニティ・スクールと呼ばれており、平成28年4月には公立の全学校種における指定状況は2,806校、全公立小中学校における設置率は、9.0%である⁵⁷。また、「学校支援地域本部」⁵⁸や、「放課後子供教室」⁵⁹等、学校内外において、地域住民とともに子供の教育を支援する事業も実施されている。

平成27年12月中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」⁶⁰では、コミュニティ・スクールの設置推進と、これまでの地域における個別の教育支援活動を総合化・ネットワーク化する「地域学校協働本部」の設置を提言した。次期学習指導要領案においても、社会とのつながりの中で学校教育を展開する「社会に開かれた教育課程」を掲げており、学校では地域の人的・物的資源を活用する等、地域との連携をより一層進めることが求められている⁶¹。

「チーム学校」答申では、学校と家庭・地域との関係を整理して、学校が担うべき役割・業務等について検討する必要があることを指摘し、また子供の教育に対する責任を学校、家庭、地域と分担することが重要であるとした。そして、コミュニティ・スクール等による学校と地域が連携・協働して、学校を核とした地域づくりを推進することを求めた。⁶²

II チーム学校をめぐる検討の経緯

以下では、「チーム学校」答申に至るまでの、与党、政府等における検討の経緯を紹介する。

1 自由民主党教育再生実行本部

自由民主党の総裁直属機関である教育再生実行本部は、平成25年5月の第2次提言⁶³において、「「チーム学校」の実現」として、主幹教諭の全校配置や少人数学級の推進とともに、「免許状の有無にかかわらず豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材」30万人を、外国語や道徳、部活動など学校教育活動の各方面にわたり学校サポーターとして活用すること等を掲げた。これらに加え、事務体制の整備充実等を通じて、「学校のチーム力を高め、教師が児童生徒へ

⁵⁶ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、教育委員会が指定する学校に設置される。学校運営協議会の役割は、当該学校の運営について校長が作成する基本的方針を承認し、学校の運営や、職員の採用等について、学校や教育委員会に意見することである。

⁵⁷ 「コミュニティ・スクールの指定状況（平成28年4月1日）」文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/shitei/detail/1372303.htm>

⁵⁸ 学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域住民ボランティアを派遣する組織。平成28年度現在4,527本部が設置されている。「学校支援地域本部について」文部科学省・厚生労働省放課後子ども総合プラン連携推進室ウェブサイト <<http://manabi-mirai.mext.go.jp/headquarters/about.html>>

⁵⁹ 小学校の余裕教室等を活用して、地域住民が参画し、子供たちとともに学習やスポーツ・文化活動等を推進する事業。平成28年度現在、16,027教室が実施されている。「放課後子供教室」同上 <<http://manabi-mirai.mext.go.jp/houkago.html>>

⁶⁰ 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（中教審186号）2015.12.21. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/05/1365791_1.pdf>

⁶¹ 中央教育審議会 前掲注(35), pp.19-20.

⁶² 中央教育審議会 前掲注(1), pp.19-20.

⁶³ 自由民主党教育再生実行本部 平成の学制大改革部会, 大学・入試の抜本改革部会, 新入材確保法の制定部会「第2次提言」2013.5.23, p.9. <https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf14_1.pdf>

の教育に専念できる体制を実現」することを提言した。

また同本部は、平成 27 年 5 月の第 4 次提言⁶⁴において、チーム学校推進法（仮称）の制定を求めた。平成 28 年 5 月には、自民・公明両党の衆議院議員が、国や地方公共団体がチーム学校運営推進等施策の策定・実施に関する責務を有すること等を内容とする「チーム学校運営の推進等に関する法律案」⁶⁵を第 190 回国会に提出した。

2 教育再生実行会議

首相の諮問機関である教育再生実行会議は、平成 26 年 7 月に公表した第 5 次提言⁶⁶の中で、教師が子供と向き合う時間を確保し、教育活動に専念できるようにする観点から、「学校経営を支える管理・事務体制の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの多様な専門職の配置や活用が進むよう、制度面・財政面の整備を行う」こと等、チーム学校につながる内容を提言した。また、翌平成 27 年 5 月の第 7 次提言⁶⁷では、教員が授業等の教育活動に専念できる環境を整備するため、教員と事務職員の役割分担の見直しや専門スタッフ等の配置を行うことにより、「チーム学校」を実現することを求めた。

3 中央教育審議会答申

平成 26 年 7 月、教育再生実行会議の第 5 次提言を受けて、下村博文文部科学大臣（当時）は、中央教育審議会に対し、これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について諮問した⁶⁸。チーム学校に関する検討は、中央教育審議会の初等中等教育部会に設置された「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」において行われた。平成 27 年 7 月の同作業部会による中間報告⁶⁹を経て、同年 12 月、中央教育審議会は、「チーム学校」答申を、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」⁷⁰、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」とともに答申した。

III チーム学校実現に向けた施策

以下では、中央教育審議会の「チーム学校」答申、馳浩文部科学大臣（当時）が公表した

⁶⁴ 自由民主党教育再生実行本部 チーム学校部会・高等教育部会「第四次提言」2015.5.12. <http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/127697_01.pdf>

⁶⁵ 第 190 回国会衆法第 59 号。なお同法案は、平成 29 年 2 月 28 日現在衆議院で審議中である。

⁶⁶ 教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」2014.7.3, p.8. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai5_1.pdf>

⁶⁷ 教育再生実行会議「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）」2015.5.14, pp.12-13. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai7_1.pdf>

⁶⁸ 「1.子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（諮問）、2.これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について（諮問）」（平成 26 年 7 月 29 日 26 文科生第 253 号）文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1350537.htm>

⁶⁹ 中央教育審議会初等中等教育分科会チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会 中間まとめ）」2015.7.16. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/07/28/1360375_02.pdf>

⁷⁰ 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について—学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて—（答申）」（中教審第 184 号）2015.12.21. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf>

「「次世代の学校・地域」創生プラン—学校と地域の一体改革による地域創生—」（通称「馳プラン」）、そして第193回国会に提出されている法案の概要を見る。

1 「チーム学校」答申

「チーム学校」答申は、チーム学校実現のためには、①専門性に基づくチーム体制の構築、②学校のマネジメント機能の強化、③教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備の3つの視点に立ち、学校のマネジメントモデルの転換を図ることが必要である、と指摘した。そして、この3つの視点に立った具体的な改善方策を次のように提示した。

まず、①については、教員が授業準備等により多くの時間を割き、また児童生徒を十分に指導するためには教職員定数の充実は不可欠である、とした。また、教員の業務については、表2に挙げたように、教員が従事すべきものと、教員と専門スタッフが連携すべきもの、教員以外の職員が連携・分担すべきもの等、教員と専門スタッフとの間で連携分担を行い、教員が行うべき業務により専念できるようにするべきである、とした。

表2 教職員の役割分担の例

教員が従事する業務の見直しの観点	教員の業務の分類（例）	主な担当者
教員が行うことが期待されている本来の業務	学習指導、生徒指導、進路指導、学校行事、授業準備、教材研究、学年・学級経営、校務分掌や校内委員会等に係る事務、教務事務（学習評価等）	教員
教員に加え、専門スタッフ、地域人材等が連携・分担することで、より効果を上げることができる業務	カウンセリング、部活動指導、外国語指導、教員以外の知見を入れることで学びが豊かになる教育（キャリア教育、体験活動など）、地域との連携推進、保護者対応	教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、外国語指導助手（ALT）、看護師、特別支援教育支援員等
教員以外の職員が連携・分担することが効果的な業務	事務業務、学校図書館業務、ICT活用支援業務	事務職員、学校司書、ICT支援員等
多様な経験を有する地域人材等が担う業務	指導補助業務	サポートスタッフ（退職教職員や学生等）

（出典）中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（中教審第185号）2015.12.21. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf> を基に筆者作成。

教員以外の専門スタッフの参画については、職務の明確化や、配置の拡充を提言した。特に、SCとSSWについては、職務内容等を法令上明確化し、将来的には、学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する、とした。また、部活動等の指導・助言や、顧問、単独での引率等を職務とする「部活動指導員」（仮称）、学校において地域との連携・協働の推進の中核を担う教職員である「地域連携担当教職員」（仮称）についても法令上明確化することを提言した。

②については、チーム学校が機能するためには、校長のリーダーシップが重要であり、学校マネジメント機能を今まで以上に強化することが求められると指摘した。そして、校長の補佐体制を強化するために、国、教育委員会が副校長の配置や教頭の複数配置を強化するための取組の検討や、教頭と事務職員の分担など事務体制の整備、主幹教諭の配置等の取組を進めること等を挙げた。主幹教諭については、管理職と教員、専門スタッフの間に立つ「ミドルリーダー」としての役割が期待されるとして、主幹教諭配置を更に促進するために加配措置の拡充を

検討すること等を挙げた。

学校事務については、事務職員の職務規定を見直し、学校運営に関わる職員であることを法令上明確化することや、国による定数措置等、事務体制を一層強化することを提言し、一定規模以上の学校については、事務長等の学校運営事務の統括者を法令に位置付けることも提言した。また、学校の事務・業務を効率化するために、国は、事務の共同実施組織について法令上明確化することを検討することとした。

③については、教職員が力を発揮できるように、人事評価制度を任用・給与等の処遇や研修に適切に反映することや、学校における業務の見直し・整理など学校現場における業務環境の改善、教職員に対するメンタルヘルス対策の推進等を挙げた。

2 「次世代の学校・地域」創生プラン（「馳プラン」）

平成28年1月、馳文部科学大臣は、「「次世代の学校・地域」創生プラン—学校と地域の一体改革による地域創生—」（通称「馳プラン」）を公表した⁷¹。同プランは、政府が掲げる一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、平成27年12月の中央教育審議会3答申を具体化し推進することを目的として策定されており、①地域と学校の連携・協働に向けた改革、②学校の組織運営改革、③教員制度の一体改革⁷²、の3つについて、具体的な改革の内容と、その工程が示された。

このうち、チーム学校については、上記の②にその内容が掲げられた。具体的には、児童生徒育成に向けた教職員の指導体制の充実、専門性に基づくチーム体制の構築（専門スタッフの職務の明確化・配置促進）、学校のマネジメント機能の強化（主幹教諭の配置充実、事務体制の強化等）である。特に、SC、SSW、部活動指導員（仮称）、地域連携担当教職員（仮称）については省令上明確化するため、平成28年度を目途に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を改正することとした。

「馳プラン」が掲げた改革の内容については、文部科学省で開催された、主に教職員定数に関するタスクフォース⁷³と、主に教職員の在り方と業務改善に関するタスクフォース⁷⁴の2つのタスクフォースにおいても検討が行われた。このうち、後者が平成28年6月に公表した報告⁷⁵では、学校や教職員の業務の見直しの推進、部活動に関し休養日の明確な設定等による負担の大幅な軽減、長時間労働の改善等を挙げた。また、文部科学省は、全国の教育委員会に対し、

⁷¹ 「「次世代の学校・地域」創生プラン—学校と地域の一体改革による地域創生—」（平成28年1月25日文部科学大臣決定）文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/01/_icsFiles/afieldfile/2016/02/01/1366426_01.pdf>

⁷² 「教員制度の一体改革」については、平成28年11月に「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第87号）が成立し、教員の資質向上に関して文部科学大臣に指針、教員等の任命権者（教育委員会等）に指標の策定を義務付けること、十年経験者研修に代わり中堅教諭等資質向上研修を創設すること等の措置が講じられた。

⁷³ 「次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース」。義家弘介文部科学副大臣を座長として、平成27年11月から開催された。同タスクフォースは、平成28年7月に公表した最終報告において、通級指導や外国人児童生徒等への指導に必要な教員の基礎定数化等を提言した。次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース「次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）」2016.7.29。文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375107_2_1.pdf>

⁷⁴ 「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」。堂故茂文部科学大臣政務官（当時）を座長として、平成28年4月から開催された。

⁷⁵ 次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース「学校現場における業務の適正化に向けて」2016.6.13。文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/13/1372315_03_1.pdf>

同報告を踏まえて、業務の適正化に関する通知を行った⁷⁶。

3 法案の提出

平成 29 年 2 月、第 193 回国会において「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」）⁷⁷が政府から提出された。改正法案の主な内容は、次のとおりである。①教職員定数の改善（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和 33 年法律第 116 号）等の改正）、②学校教育法に定められる事務職員の職務変更（学校教育法等の改正）、③共同学校事務室の設置（地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の改正）、④教育委員会に対する学校運営協議会設置の努力義務化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正）、⑤地域住民その他の関係者が学校と協働して行う「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や、地域と学校の調整等を行う「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（「社会教育法」（昭和 24 年法律第 207 号）の改正）等⁷⁸。

①については、従来加配措置されていた a) 障害に応じた特別の指導、b) 日本語教育に課題のある児童生徒への指導、c) 初任者研修、d) 少人数指導等の推進、のために新たに基礎定数が設けられ、また、教職員加配の事由として③の「共同学校事務室」を明示した⁷⁹。平成 29 年度予算案においても、これを反映した教職員定数が計上されている。

②については、事務職員が主体的に校務運営に参画するように、学校教育法第 37 条第 14 項の事務職員の職務の規定について、「事務に従事する」を「事務をつかさどる」（下線筆者）に改める、としている。③については、事務の共同組織である「共同学校事務室」を法律上明確化する、としている。

IV チーム学校実現への課題

チーム学校の実現に関する課題のうち、ここでは、各学校におけるマネジメント体制の構築、学校における適切な業務の見直し、そして適切な人員配置の在り方の 3 つを取り上げる。

1 マネジメント体制の構築

チーム学校は、管理職によるマネジメントの下、教員、事務職員、専門スタッフ、そして地域人材等が、その業務を連携・分担し、学校組織として児童生徒の指導に携わるものである。教員と専門スタッフによるチームアプローチを構築できるかどうかは、校長等の管理職のリー

⁷⁶ 「学校現場における業務の適正化に向けて（通知）」（平成 28 年 6 月 17 日 28 文科初第 446 号）同上 <http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1373128.htm>

⁷⁷ 第 193 回国会閣法第 14 号

⁷⁸ その他、一部改正の対象となっている法律は、次のとおり。「義務教育費国庫負担法」（昭和 27 年法律第 303 号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和 36 年法律第 188 号）、「国家戦略特別区域法」（平成 25 年法律第 107 号）。

⁷⁹ 改正法案における新たな基礎定数は、次のとおり。①障害に応じた特別の指導（通級による指導）について、児童生徒 13 人に 1 人、②日本語能力に課題のある児童生徒への指導について、児童生徒 18 人に 1 人、③初任者研修について、初任者 6 人に 1 人、④少人数指導等の推進について、学校の児童生徒数に応じて算定。詳細は、服部有希「教職員定数と義務標準法の改正」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.945, 2017.3.7 を参照のこと。

ダーシップによるところが大きいという指摘がある⁸⁰。校長等管理職は、チーム学校だけでなく、地域との連携・協働、教員の資質向上等、「次世代の学校・地域」創生を推進する上で、その中心として重責を担うこととなる⁸¹ため、副校長・教頭や、主幹教諭を含めた効果的なマネジメント体制を構築することが求められる。

2 適切な業務の見直し

学校における業務の見直しについては、教員、事務職員、専門スタッフに加え、地域人材も含めるなど、学校・地域全体で考える必要がある。そして、学習指導等、教員が、本来担当することが期待される業務に専念できる体制を構築することが期待される。これについてはチーム学校構築のための専門スタッフ等との調整等が必要となることから、かえって教員の多忙化に拍車がかかるのではないかと、という指摘もある⁸²。事務職員についても、より積極的な学校運営への関与等、業務が増大する見込みであるが、これを遂行するだけの人的体制にあるか目配りする必要を指摘する声がある⁸³。結果的に教職員等の多忙感や徒労感を生じさせるようなやみくもな連携・協力・分担ではなく、学校における業務の在り方を見直しつつ、多忙化の解消も課題と捉えながら、連携を促進する必要がある⁸⁴。

3 適切な人員配置の在り方

学校における適切な人員配置は、今後も検討・推進する必要がある。第193回国会に提出されている改正法案では、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、教職員定数の改善を図ることとしている。財政状況が厳しいこともあり、教職員定数の改善や事務職員、専門スタッフの配置の効果について引き続き検証しながら、今後の適切な人員配置の在り方を検討する必要がある。

おわりに

チーム学校は、多様化・複雑化した学校の課題解決や、新しい教育課程への対応を目的として推進される新たな学校の運営体制であり、また、地域との連携・協働を推進することも期待されている。そのために、国や各地方公共団体による人員配置や効率的な事務体制構築の推進とともに、それぞれの学校が実際にチーム学校として学校の抱える問題に取り組む中で、その効果や新たな課題を検証し、不断に見直しを行いながら、より良いチームづくりを進める必要があるだろう。次世代を担う子供の学びの場として学校がこれからも発展していくことが期待される。

⁸⁰ 小川正人「「専門性に基づくチーム体制の構築」に向けて大切なこと」『初等教育資料』942号、2016.7、pp.8-11.

⁸¹ 大沢 前掲注(33)

⁸² 児美川孝一郎「「チーム学校」の落とし穴」『月刊高校教育』48巻10号、2015.9、pp.46-47; 小川 前掲注(7)、pp.32-33.

⁸³ 「社説 増大する役割 学校事務や社会教育の体制に目配りを」『日本教育新聞』2017.2.13、p.2.

⁸⁴ 加藤崇英「「チームとしての学校」を阻む意識」『教職研修』44巻6号、2016.2、pp.29-31.